

平成18年 6月29日

株 主 各 位

東京都渋谷区南平台町5番6号
東京急行電鉄株式会社
取締役社長 越 村 敏 昭

第137期定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成18年6月29日開催の当社第137期定時株主総会において、下記のとおり報告し、また決議されましたのでご通知申し上げます。 敬 具

記

- 報告事項**
1. 平成18年3月31日現在の貸借対照表ならびに第137期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）営業報告書および損益計算書の内容報告について
上記計算書類の内容を報告いたしました。
 2. 平成18年3月31日現在の連結貸借対照表および第137期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）連結損益計算書ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果の報告について
上記連結計算書類の内容および会計監査人および監査役会の監査結果を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 第137期利益処分案の承認について
原案どおり承認可決されました。（利益配当金は1株につき2円50銭）

第2号議案 定款の一部変更について

- 原案どおり承認可決されました。定款変更の概要は次のとおりであります。
- (1)株主の皆様にご意見を伺う機会を増やすとともに、経営環境の変化に対応した経営体制を機動的に構築することができるよう、取締役の任期を2年から1年に変更いたしました。（第23条）また、平成17年6月29日開催の定時株主総会で選任された取締役の任期は2年とする旨の附則を新設いたしました。
 - (2)平成18年5月1日に施行された「会社法」（平成17年法律第86号）、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）およびその他関連法令に基づき、次のとおり変更いたしました。
 - ①単元未満株式についての権利（第10条）
単元未満株式を有する株主が、単元未満株式について行使することができる権利を定めるため、新設いたしました。
 - ②株主総会参考書類等のインターネット開示（第16条）
株主総会参考書類等をインターネットを利用する方法により開示することができるよう、新設いたしました。
 - ③議決権の代理行使（第18条）
議決権の代理行使を行う際、その代理人の数を1名と定めるため、第13条を変更いたしました。
 - ④取締役会の書面等による決議（第25条）
取締役会を機動的に運営するため、その決議につき書面または電磁的記録により行うことができるよう、新設いたしました。
 - ⑤社外取締役および社外監査役との責任限定契約（第29条・第35条）
社外取締役および社外監査役にふさわしい人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、社外取締役および社外監査役との間で責任限定契約を締結できるよう、新設いたしました。
 - ⑥会計監査人の選任および任期（第6章・第36条・第37条）
会計監査人が会社の機関とされたことから、会計監査人の選任および任期を定めるため、新設いたしました。
 - ⑦その他、必要な規定の新設または削除、用語、引用条文および字句の修正を行いました。

以 上

役員一覧 (平成18年6月29日現在)

※取締役会長	上 條 清 文	取 締 役	五 島 哲
※取締役社長	越 村 敏 昭	取 締 役	根 津 嘉 澄
※取締役副社長	八 方 隆 邦	取 締 役	岡 田 茂
※取締役副社長	鈴 木 克 久	取 締 役	植 木 正 威
専務取締役	中 原 克 徹	常 勤 監 査 役	山 田 正 匡 通
専務取締役	安 達 功	常 勤 監 査 役	垣 本 謙 一 郎
常務取締役	桑 原 常 雄	監 査 役	櫻 井 孝 穎
常務取締役	木 下 雄 治	監 査 役	河 野 俊 二
取締役相談役	清 水 仁 正	監 査 役	岡 本 一 衛
取 締 役	五十嵐		

※印は代表権を有する取締役であります。

配当金のお支払いについて

- 利益配当金（1株につき2円50銭）のお支払い開始日は、平成18年6月30日（金）となります。
- 銀行預金口座振込および郵便貯金口座振込をご指定の方には、「配当金計算書」および「お振込先について」をご送付申し上げますのでお確かめください。
- 銀行預金口座振込および郵便貯金口座振込をご指定いただいていない方には、当社からお送りする「郵便振替支払通知書」と引き換えに、郵便局の窓口で現金でお支払いをいたします。配当金は、全国どこの郵便局でもお受け取りいただけます。（支払通知書により、銀行預金、郵便貯金等の口座に入金もできます。）
- 郵便局窓口でのお取扱期間は、平成18年6月30日（金）から同年7月31日（月）まででございます。
- 郵便局窓口でのお取扱期間経過後は、当社株主名簿管理人中央三井信託銀行の本店および全国各支店においてお支払いいたします。また、日本証券代行の本店および全国各支店にてもお取次ぎいたします。

ご 案 内

1. 単元未満株式買増制度について

当社は、単元（1,000株）未満の株式をご所有の株主様が、単元株式数に不足する数の株式をお買増しして単元株式におまとめいただける単元未満株式買増制度を実施いたしております。（お申し込み、お手続き内容につきましては同封の「単元未満株式買増しのご案内」をご覧ください。）

2. 単元未満株式買取について

- ・1,000株未満の株式をご所有の株主様で、株式の売却をご希望の場合は、当社が株式を買い取らせていただく制度がありますのでご利用ください。
- ・所定の買取請求書を中央三井信託銀行の本店および全国各支店または日本証券代行の本店および全国各支店にご提出ください。なお、株券が発行されている場合は株券の提出も必要です。
- ・1株あたりの買取価格は、買取請求書が中央三井信託銀行の本店および全国各支店または日本証券代行の本店および全国各支店に到着した日の東京証券取引所での終値となります。

3. 銀行預金口座振込および郵便貯金口座振込制度ご利用のおすすめ

現在、配当金を現金でお受け取りの方には、配当金を確実に迅速に受け取ることができる銀行預金口座振込および郵便貯金口座振込への変更をおすすめいたします。

上記のお手続きをご希望の方には詳しいご案内をいたしますので、下記までご連絡ください。

株主名簿管理人
事務取扱所

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
中央三井信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-78-2031（フリーダイヤル）

同 取 次 所

中央三井信託銀行株式会社 全国各支店
日本証券代行株式会社 本店および全国各支店